

## 行動指針 (ver.5)

入構許可の条件と活動			キャンパス内行動・範囲 十分な感染防止措置については「感染防止措置要領」で確認	申請方法	授業等	学部生の課外活動	教員の出張	会議・会合・イベント	事務窓口	
段階	教員	大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員・大学院研究生	学部生・学部研究生		学部生（学部生・学部研究生）・大学院生（大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員・大学院研究生）に対する授業（講義、演習、実験実習）および連絡・指導					
5	入構禁止。在宅での教育・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源維持管理のための最低限の入構を、学部長への申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動（実験など）は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動（実験など）は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	事前に学科長、学部長に申請、許可を得る。当日の申請は「緊急の場合（機器の故障など）」を除き認めず、必ず教員を通して行う。	学部生（学部生・学部研究生）・大学院生（大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員・大学院研究生）に対する授業（講義、演習、実験実習）および連絡・指導					
4	十分な感染防止措置をとること前提に、質の高い遠隔授業の準備をとることによる短時間の立ち入りを申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動（実験など）は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。	● 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導のみを行う。 ● 学内（キャンパス、農場など）あるいは学外での学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。					
3	十分な感染防止措置をとること前提に、質の高い遠隔授業準備に加えて、大学院博士後期課程最終年度院生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。  ※6月17日より事前の「入構申請」は必要としないことになりました。	十分な感染防止措置をとること前提に、博士後期課程最終年度院生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。	● 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導を強く推奨する。 ● ただし、入構が認められた大学院生の研究（実験）指導を学内で行うことができる。 ● また、資格取得のための学外における個別実習は申請により、許可することができる（担当教員→学科長→学部長）。 ● それ以外の学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。					
2	十分な感染防止措置をとること前提に、遠隔授業準備に加え、研究、さらに、大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可する。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。  ※6月17日より事前の「入構申請」は必要としないことになりました。	十分な感染防止措置をとること前提に、博士後期課程、博士前期課程（修士）・博士研究員・寄付研究部門研究員および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	十分な感染防止措置（別紙参照）をとること前提に、以下の一歩階で順次認める。  2-① 研究室への同時立ち入りは10名/研究室とする。入構は原則として平日の9時から18時の間とする。  2-② 研究室への同時立ち入り者数の制限をなくす。入構は原則として平日の8時から20時の間とする。  ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、申請（担当教員→学科長・専攻主任→学部長→委員長）により博士後期課程3年生に限り許可することができる。	● 遠隔授業を推奨するが、十分な感染防止措置をとること前提に、大学院生に対する研究（実験など）指導を行うとともに、申請により、宿泊をともなう調査などを学内外で実施することができる（担当教員→学科長・専攻主任→学部長→委員長）。	● 原則認めない。 ● ただし、学外における活動で、感染防止措置が確実に取れる場合は、申請（学部長）により許可することができる。 ● その際は、保護者の了解を得る。 ● 監督者は必ず同行する。				
1	● 1-① 十分な感染防止措置をとることを前提に、入構を許可し、教育および研究活動、院生、研究員、卒業年次生の研究指導を実施することができる。  ● 1-② 十分な感染防止措置をとることを前提に、入構を許可し、全ての教育研究活動及び学生指導を実施することができる。	● 1-① 十分な感染防止措置をとることを前提に、博士後期課程、博士前期課程（修士）・博士研究員・寄付研究部門研究員および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。  ● 1-② 十分な感染防止措置をとることを前提に、入構を許可し、指導教員との綿密な打合せのことで、教育研究活動を行うことができる。  ● 1-③ 十分な感染防止措置をとることを前提に、原則として履修登録した対面授業のある指定された登校日に限って入構を許可し、教育研究活動を行うことができる。	● 1-① 十分な感染防止措置（別紙参照）をとること前提に、入構できる人數、時間、曜日を緩和するが、研究室への同時立ち入りは30名/研究室とする。卒業年次生以外の学生の入構許可を含め入構条件は別途指示する。  ● 1-② 十分な感染防止措置（別紙参照）をとること前提に、原則として履修登録した対面授業のある指定された登校日に限って入構を許可し、教育研究活動を行うことができる。  ● 1-③ 十分な感染防止措置をとることを前提に、原則として履修登録した対面授業のある指定された登校日に限って入構を許可し、教育研究活動を行なうことができる。  ● 1-④ 十分な感染防止措置をとることを前提に、原則として履修登録した対面授業のある指定された登校日に限って入構を許可し、教育研究活動を行なうことができる。	● 1-① 研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。  ● 1-② 研究室に対するすべての対面による教育活動は行わない。	● 遠隔授業を推奨するが、十分な感染防止措置をとること前提に、以下の2段階で順次認める。  ● 1-① 大学院生および卒業年次生に対する実験、宿泊をともなう調査などを開始することができる。  ● 1-② 学部生に対するすべての対面による教育活動は行わない。	(一部修正/赤字部分) 以下の条件下のもとで、申請（学部長）により構内での活動を許可し、所属する学生の入構を認められる。  活動が許可された後でも、以下の条件を満たせなくなった場合は、活動許可を取り消すことがある。 ● 1-① 対象は農友会体育団体連合会の所属団体、令和2年で公認された同好会の所属団体、収穫祭学部統一本部とする。 大会、演奏会、発表会等が開催中、またはこれが予定されている。 ● 2020年度オンライン収穫祭(予定)の活動を計画している。 練習の時間と場所(トレーニングルーム含む)使用施設等が明確に計画されている。 運動部の練習には、必ず監督者が立ち会う。 活動内容に対応した感染防止策(独自ガイドライン)に基づき、活動が計画されている。 ● 1-② 対象は農友会体育団体連合会・農友会文化団体連合会の所属団体および令和2年で公認された同好会の所属団体とする。 活動内容に対応した感染防止策に基づき、活動が計画されている。 部員による感染防止策遵守に関するチェック機能を有している。	(一部修正/赤字部分) ● 十分な感染防止措置をとること前提に、遠隔と対面を組み合わせてあるいは対面のみでの会議・会合を行うことができる。 ● 不特定多数の学外者が参加するあるいは大規模の会合は申請（主催者→学科長など）により認めることができる。	(一部修正/赤字部分) ● 十分な感染防止措置をとること前提に窓口業務を行う。		